

青梅市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和4年9月6日

提出者 青梅市長 浜 中 啓 一

(説明)

令和5年11月に予定している新病院の開院に合わせ、青梅市立総合病院の名称を変更したいので、この条例案を提出いたします。

青梅市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

青梅市病院事業の設置等に関する条例（昭和41年条例第49号）の一部を次のように改正する。

第1条第2項第1号中「青梅市立総合病院」を「市立青梅総合医療センター」に改める。

第4条中「市立総合病院」を「市立青梅総合医療センター」に改める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して1年3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(青梅市一般職の職員の定年等に関する条例の一部改正)

- 2 青梅市一般職の職員の定年等に関する条例(昭和59年条例第32号)の一部を次のように改正する。

第3条中「市立総合病院」を「市立青梅総合医療センター」に改める。

(青梅市立総合病院医学研究研修奨励基金条例の一部改正)

- 3 青梅市立総合病院医学研究研修奨励基金条例（昭和60年条例第28

号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

市立青梅総合医療センター医学研究研修奨励基金条例

第1条中「青梅市立総合病院に」を「市立青梅総合医療センターに」に、「、青梅市立総合病院医学研究研修奨励基金」を「、市立青梅総合医療センター医学研究研修奨励基金」に改める。

(青梅市健康センター条例の一部改正)

- 4 青梅市健康センター条例(昭和60年条例第11号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「青梅市立総合病院」を「市立青梅総合医療センター」に改める。

(青梅市立総合病院運営委員会設置条例の一部改正)

- 5 青梅市立総合病院運営委員会設置条例(昭和33年条例第9号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

市立青梅総合医療センター運営委員会設置条例

第1条中「青梅市立総合病院の」を「市立青梅総合医療センターの」に、「、青梅市立総合病院運営委員会」を「、市立青梅総合医療センター運営委員会」に改める。

(青梅市立総合病院使用条例の一部改正)

- 6 青梅市立総合病院使用条例(昭和34年条例第6号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

市立青梅総合医療センター使用条例

第1条中「青梅市立総合病院(以下「病院」という。)」を「市立青梅総合医療センター(以下「医療センター」という。)」に改める。

第2条第1項、第7条第2号および第8条中「病院」を「医療センター」に改める。

(青梅市助産師および看護師修学資金貸与条例の一部改正)

- 7 青梅市助産師および看護師修学資金貸与条例(昭和44年条例第23号)の一部を次のように改正する。

第1条中「青梅市立総合病院(以下「病院」という。)」を「市立青梅

総合医療センター（以下「医療センター」という。）に、「病院」を「医療センター」に改める。

第2条、第11条、第13条および第14条中「病院」を「医療センター」に改める。